

調達管理番号・案件名
25a00128_フィリピン国バンサモロ地域における自治政府樹立に向けた平和構築ニーズ分析及び包摂的なコミュニティ開発に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2025/5/9

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	プレ公示質問「課題対応策の検証活動において、どの程度の規模(予算、期間)や実施方法(現地再委託など)を想定されているか。」に対する、4月9日付で貴機構からの以下の回答内容 「検証活動については、調査開始段階においては、MHPSS分野を優先的な課題のひとつと想定し、脆弱層に対する心理教育の試行実施や、支援機関や地域指導者・宗教指導者等に対するMHPSSに係る啓発WS等を想定しています(定額計上150万円。実施時期は2026年1月より1か月程度の期間で実施可能なもの)。」	本公示の企画説明書27ページ定額計上の費目には、検証活動に関する費目が含まれておりません。検証活動に係る費用は定額計上に含まず、見積もり本体に含むべきでしょうか。	プレ公示～公示の過程で経費の取り扱いを精査し、当該経費は上限額に含むこととなりましたので、見積もり本体に計上してください。
2	0	【実証活動】 13ページ8行目、第3条、(3)、2); 16ページ18行目、第4条、(3)、3); 17ページ6行目、第3条、(4)、3); 21ページ表中3行目、別紙2 【試行事業】 10ページ4行目、第2条、(3); 19ページ41行目、別紙1、(6)、③	指示書内に「実証活動」と「試行事業」の記載がありますが、それぞれの目的を御教示いただけますでしょうか。	「実証活動」と「試行事業」は同じです。 目的は、経済・社会活動への参画や、政策・制度・行政サービスへのアクセスに際し、脆弱層が抱えている課題がある場合、生計向上や平和構築等の活動・支援に、補完的に取り入れることで、それら課題に寄与することが可能となる介入策があるかを検証することを目的と考えています。
3	10	第2条 調査の目的と範囲	JICAの「ミンダナオの平和・安定と開発・発展プログラム」を、継続的かつ効果的に展開するとありますが、上記プログラムの内容を、御教示いただけませんか。こちらは、日本の対フィリピン国別開発協力方針・事業展開計画の「ミンダナオの平和・安定と開発・発展（紛争影響地域における平和の定着）プログラム」のことでしょうか。	ご理解のとおり、日本の対フィリピン国別開発協力方針・事業展開計画の「ミンダナオの平和・安定と開発・発展（紛争影響地域における平和の定着）プログラム」のことです。重点分野3「ミンダナオにおける平和・安定と開発・発展の促進」をご確認ください。

4	11	第3条、(3)脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る概況分析と課題対応策の検討、1)脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る概況分析	対象地域には多様な脆弱層が存在しますが、特に重点的に支援が必要であると考えられる脆弱層のカテゴリーがあればご教示ください。 また、再委託での現地調査対象地域数並びに、ステークホルダーへのインタビュー調査およびフォーカスグループディスカッションの件数についても想定があれば、併せてご教示ください。	「脆弱層」としては、安全に社会・経済活動に参画することができていない人々、政策・制度・行政サービスにニーズ(声)が反されていない／されにくい人々、社会的に脆弱な立場を強いられており緊急時に直面した際のリスクが大きいと考え得られる人々を想定しています。 例として、氏族間紛争等による社会的な分断による影響を受けている人々や、紛争の影響を受けやすい若者や女性、また、元戦闘員などを想定しています。 再委託での調査対象地域数やFGD数については、既存の情報・資料等による分析を踏まえたうえでの調査ニーズによります(例えば、島しょ部にて、支援が行き届かない層が地域の不安定化しているような傾向が見られる場合、当該地域でその要因を探るインタビュー調査やFGD調査を遠隔で行うなど)。具体的な想定はありませんので、プロポーザルにて概況分析の手法を提案ください。
5	12	第3条、(3)脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る概況分析と課題対応策の検討、2)脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る課題対応策の検討	脆弱層支援やコミュニティ開発支援に係る課題対応策の実証活動について、現時点で活動数を想定しておられれば、御教示いただけませんか。	脆弱層の定義や、優先的な課題や課題対応策の内容にもよりますのでプロポーザルで提案ください。 一例として脆弱層に対する心理教育の試行実施を上げていますが、より支援を届けていくべき脆弱層として、元戦闘員や台風の被災者、部族紛争影響者などが挙げられた場合、それらに対する生計向上支援の中に心理教育を入れ込むような試行活動をそれぞれのグループに対して1回ずつ実施してみるとというようなイメージを持っております。(あくまで一例です)
6	13	第3条 調査実施の留意事項	公示資料13頁に記載されている実証活動について、2026年1月上旬に第二回現地調査計画書(案)提出し、2月下旬にファイナル・レポート(和文)を提出するというスケジュールの中でどの程度の規模感の裏付けを想定されているか。	上述の通り、実証活動については、規模感として数回程度、小規模な活動を行うことを想定しています。
7	16	第4条、(2)第1回現地渡航、6)	第1回調査に際し、脆弱層の生活や生計活動に影響を与えている課題に係るマッピング調査を行うこととされているが、含まれている課題のうちメンタルヘルスについて、心理的健康指標を用いたメンタルヘルス状態の評価などの調査を含む想定か。	もしミンダナオ地域にて活用可能な指標があれば、メンタルヘルス状態の評価も含めていただいて構いません。他方、保健省やドナー等から得た情報の中には網羅的なデータや統計などの情報はこれまで把握できておらず、定性的な報告が中心でした。保健省のMHPSS部局の計画の中にデータ収集が挙げられているようです。
8	16	第4条、(4)第2回現地調査期間、2)提言・教訓共有ワークショップ	当該ワークショップについては、現時点では、4回の対面実施(参加者30名、4日間／回)が想定されています(4日間×4回＝16日間という理解です)。この回数、参加者数及び期間の根拠を御教示いただけませんか。	特にコタバト市内の暫定自治政府(首相府や関連省庁)或いは自治政府(樹立後)の主要関係者に対し、①調査方針の説明・協議、②調査(行政基盤)、③調査(コミュニティ開発事業)、④調査結果報告を想定して4回としています。他方、想定ですので、これに拘らず、プロポーザルにてご提案ください。

9	17	第4条調査の内容 (4)第2回現地調査期間 2) ワークショップについて	ワークショップは「30名 × 4回 × 各4日間」の実施が予定されていますが、これは「延べ参加者数120名、延べ日数16日間」と理解してよいでしょうか。また、参加者はバンサモロ全域からの参加を想定していますでしょうか。	想定は上述の通りです。バンサモロ全域からの参加は想定しておりませんが、必要性があれば否定するものではありませんので、プロポーザルにてご提案ください。
10	17	第4条、(4)第2回現地調査期間、2)ワークショップ	現時点では4回の対面実施(参加者30名、4日間/回)を想定との記載があります。こちらは1回のワークショップで30名、4回のワークショップで合計120名を対象とするとの理解でよろしいでしょうか。	上述の通り。
11	17	第4条調査の内容 (4)第2回現地調査期間 3) 実証活動について	実証活動は第2回渡航時(1月～2月)に実施することが想定されており、再委託は行わないとの理解です。ただし、この時期にはワークショップの実施も予定されており、成果や課題を2月中に整理するには、時間的な制約があるように思われます。 そこで、活動内容を早期に確定し、実証活動の時期自体を前倒しすることは可能でしょうか。また、現地での実証活動を調査メンバーがリソースパーソンなどと連携し直接することが想定されているように理解しますが、例えば一部の活動を再委託により遠隔で複数回に分けて実施し、第2回渡航時にはその成果を現地で確認する、といった代替案を提案することは可能でしょうか。	上述の通り、規模感として数回程度かつ小規模な活動を想定しています。10月の議会選挙前後は現地渡航に制約が発生しうることから、1～2月を実施想定時期としていますが、前倒し(例えば11月や12月)にすることも可能です。 また、現地再委託が望ましいと考える業務がある場合は理由と合わせてプロポーザルにてご提案ください。再委託の可否は、契約交渉で確認します。
12	17	第4条、(4)第2回現地調査期間、2)ワークショップ、検証活動	コトバト市内で実施するワークショップや課題対応策の実証活動に、BARMM内の全ての州、市から関係者を招聘して活動の参加者に含めることを検討しています。 BARMM内の各州、市から招聘した場合に参加者に支払う日当・宿泊費の単価を参加書の職位毎にご教示いただけますでしょうか。また対象の州、市とコトバト市の距離によって日当・宿泊費の金額が異なる場合には、州、市毎の金額をご教示ください。	事務所内規に準ずる場合を想定し、次の単価を上限に試算ください。 ①国内旅行時の日当:全日当750Php、半日当375Php(職位、地域による差異なし) ②国内旅行時の宿泊費:コタバト市 3500PhP(内規では2800PhPしていますが、物価高騰により係る上限内に収まらない傾向にあるため、見積り等による個別の上限設定を可とします)(職位、地域による差異なし)
13	27	9行目以降の表No.1「戦争特約保険料」	「戦争特約保険料」として、1,096,000円が定額計上されていますが、渡航回数および各渡航の現地滞在日数によって必要な経費は変わってくると考えられます。この金額を算出するにあたって想定されている日本人専門家の現地人月の合計につきましてご教示ください。 また、プロポーザル本体にて、上記で想定される現地人月を上回る人月を提案する場合(ただし、合計人月10.18を超過しない範囲で)、別提案書を作成することなく別見積にて必要な金額を別途計上しても宜しいでしょうか。	・現地人月はプロポーザルの提案内容に応じて必要分を計上してください。 ・定額計上を超過する場合 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案してください。 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出してください。

14	27	9行目以降の表No.2「セキュリティーエスコート備上費」	「セキュリティーエスコート備上費」として525,000円が定額計上されていますが、日本人専門家のBARMM域内での活動人月によって必要な経費は変わってくると考えられます。この金額を算出するにあたっての想定されているセキュリティーエスコートの単価および数量(特に、日本人専門家のBARMM域内での想定活動人月)につきましてご教示ください。	PHP4000/日を想定しています。数量(想定活動人月)は質問13を参考にしてください。
----	----	------------------------------	--	--

以上